

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	11402040	都道府県における各種審議会の必置規制の見直し	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種付属機関について、設置する地方自治体の運営方針によって任意に設置できるよう各種関係法律等を見直すこと。	今年度、各種審議会等付属機関について、その設置の如何を見直す予定。 法令等による必置規制が廃止されれば、本県の見直しによって設置の有無を決定した審議会等付属機関について、休止、廃止等の手続きを、自主的に行うことが可能となる。	今後、本県においては、審議会等付属機関の見直しを実施することとしており、その設置目的を達成したものの、審議事項が類似・重複しているものについては、廃止を含めた抜本的な見直しを行う予定である。 本来、各種審議会等付属機関については、各地方自治体の自主的な運営方針に基づき、その設置の如何を判断するべきものと考えため、その設置について、各地方自治体の裁量により設置が可能となるよう各関係法令等の諸般の見直しを提案する。 なお、任意設置の場合も、所要の地方財政措置を継続すること。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気の広島県づくり」を推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1216	12162060	産業廃棄物種別の緩和	バイオマスプラントでは畜産糞尿及び生ゴミを投入して発電することが必要となるが、「畜産廃棄物等は、一般廃棄物処理施設で処理されることが可能で、尚かつ1日の処理能力5tと規制」されているところについて、バイオマス利用地区計画策定地域に限って、撤廃されたい。また、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設と同様、都道府県知事に届出ることにより設置可能となるよう規制緩和をお願いしたい。	平成15年度NEDOとの共同研究により塩原町におけるバイオマス等未活用エネルギー実証試験事業調査を行い、今後実証試験又は実機プラントの実現に向け検討しているところである。また、平成16年度関東経済産業局に応募したバイオマス等未活用エネルギー事業調査の結果を踏まえて、家畜糞尿処理施設としてバイオガスプラントと堆肥化施設の一休型の施設整備を行う。地域の生ゴミと乳牛糞尿スラリーをメタン発酵処理しバイオガス発電を行う。排熱により堆肥化施設の熱源とするが、エネルギー供給量が少ないことから木質バイオマスを副資材及び直接燃焼して利用する。また、発酵残渣である消化液については、16年度に水稲(コシヒカリ)・大豆・麦・菜の花などの肥耕性を検証して休耕田等でのエネルギー作物の栽培にも活用する。プラントの規模は、乳牛糞尿50t/日・生ゴミ2.2t/日でバイオガスプラント46.2t/日・堆肥化施設6t/日とし、調査地域である黒磯市に5ヶ所・西那須野町に1ヶ所・大田原市又は湯津上村に1ヶ所設置することとしている。この結果により、近隣の那須町及び黒羽町へも設置を検討することとしている。	当地は、内地で一番の酪農地帯を抱えており、多くの畜産糞尿が存在する。この家畜糞尿による資源と塩原・那須温泉などの観光地から排出される生ゴミや地域の生ゴミを活用した、バイオマスエネルギーの実用化に向けて検討を開始している。平成15年度(後期)にはNEDOとの共同研究で、塩原町におけるバイオマス等未活用エネルギー実証試験事業調査を行っている。また、平成16年度には、関東経済産業局に黒磯市・大田原市・西那須野町・湯津上村を対象とするバイオマス等未活用エネルギー事業調査に応募したところである。今後、調査結果に基づき実証試験プラント又は実機プラントの建設を行うこととなるが、実証試験におけるNEDOの補助金又は国の実機プラント補助金は最大1/2であり、県や関係市町村の負担意欲が見えない中では、資金的にプラント建設を断念することにもなりかねないこととなり、畜産糞尿の過剰投与による土壌汚染・地下水汚染は免れない地域である。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって触れられている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築。森林、畜産バイオマス等によるエコパークセンターの整備を行う。
1164	11641010	一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用の特例	平成10年3月26日生衛発第508号の厚生省生活衛生局水道環境部長通知『一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について』において、「市町村が溶融固化した目標規格準適合溶融固化物をその市町村が自ら発注した公共工事に利用する場合にはこの利用を廃棄物の処分に該当しないものとして差し支えない」とされている。この特例の措置を拡大し、当該地以外の自治体で発生した溶融固化物を公共工事に利用する場合も廃掃法の規制の適用外とする。	東海地方で、地下空洞陥没の不安をもつ自治体を実施主体として、空洞充填工法によって亜炭採掘跡の空洞を充填する。実施にあたっては充填材の一部に一般廃棄物溶融スラグを使用することで、地盤の安定化と同時に溶融スラグの有効利用により周辺の最終処分場の延命を図る。	広大な亜炭炭坑を効率よく充填するには、当該地自治体のみから発生する溶融スラグだけでは量的に不足するため、当該地以外の周辺の自治体からの溶融スラグを受け入れることが必要である。このことは広域的な廃棄物対策としてきわめて有効で、東海三県およびその周辺地域の最終処分場の延命にもつなげる。	愛知県	日本充てん協会	防災と廃棄物対策を兼ねた地盤安定化構想	東海地方には亜炭採掘跡の空洞が広範囲に残存し、現在も毎年陥没事故が発生している。特に近い将来に予想される巨大地震が発生した場合には、地下空洞の崩壊による重大災害の発生が懸念される。このような不安をもつ自治体を実施主体とし、すでに各地で用地造成・構造物の地盤安定化のために活用されている充填工法により地下空洞を充填する。この場合充填材の一部を一般廃棄物溶融スラグに代替して施工することにより、廃棄物の有効利用と最終処分場の延命にも貢献することが出来る。この事業には大量の溶融スラグを必要とするので、周辺自治体からも一般廃棄物溶融スラグを集め、これを利用して地下空洞を充填する事業を行えば、防災の基礎となる地盤安定化に貢献出来るだけでなく、広域的な廃棄物対策にもきわめて有効である。
5085	50850001	一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用を促進する廃掃法上の特例	平成10年3月26日生衛発第508号の厚生省生活衛生局水道環境部長通知『一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について』において、「市町村が溶融固化した目標規格準適合溶融固化物をその市町村が自ら発注した公共工事に利用する場合にはこの利用を廃棄物の処分に該当しないものとして差し支えない」とされている。この特例の措置を拡大し、当該地以外の自治体で発生した一般廃棄物の溶融固化物を公共工事に(地下空洞を充填する防災工事)に利用する場合も廃掃法の規制の適用外とすることを求める。	全国には炭坑跡、採石場跡、特殊地下壕(防空壕)、遺棄埋設された水路等の地下空洞が随所であり、しばしば陥没事故が起こっている。そこで自治体が発注主体となって、不安定な地下空洞を充填して安定化する防災事業を行う。この際、充填材の骨材として一般廃棄物溶融スラグを使用すれば、防災と同時に最終処分場の延命策となる。地下空洞を充填するには大量の溶融スラグを使用する場合もあるため当該自治体以外の周辺自治体からも溶融スラグを集めて事業を推進する。	平成10年3月26日の生衛発第508号通知は、市町村が発注した公共建設工事において他の市町村が溶融固化した溶融スラグを利用する場合の取り扱いについて言及していない。今回提案している防災事業のように大量の溶融スラグを利用する場合には自治体内でつくられたものだけでは不足するので他の自治体からも広く集める必要がある。他の自治体から受け入れた溶融スラグの利用についても自区内の溶融スラグと同様の取り扱いをすることを明確にして、防災と最終処分場の延命を促進する事業の条件整備をしていただきたい。	飛鳥建設株式会社			
1148	11481020	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(溶融処理に伴う飛灰)	溶融処理により廃棄物処理を行った場合に発生する飛灰について、再生利用認定制度の品目に追加することにより、当該飛灰の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する。	「11. 地域再生構想の意義・目標・前提となる地域の特徴、具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業のうち、参照	本県では、あおもりエコタウンプランで確立を目指すゼロエミッションシステムを核として、先進的なリサイクル産業の集積を図り、資源循環型の地域づくりの形成と地域経済の活性化を進めることとしている。本プランの中核的産業を推進する非鉄製錬企業では、重金属を中心とする有害物質を含む飛灰の再資源化技術を有し、実態として大部分が最終処分されている飛灰の再資源化を安全かつ適正に行うことが可能であり、再生利用認定制度を活用することにより、早期の事業化が望まれている。なお、本事業を計画している事業者は、非鉄製錬業であり飛灰中の重金属をそのまま原料として活用するものであるから、リサイクル製品の需給調整で一時的に飛灰の保管量が增大する可能性はない。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発供給拠点が形成されつつあり、あおもりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1193	11931010	再生利用認定制度の対象品目の基準の特例	地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、以下の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とする。 ・廃プラスチックを分解炉において低分子化し、ワックス状の物質に再生し利用する場合	廃プラスチックを原料としてアスファルト改質材を精製する事業者が、再生利用認定制度の認定を受け、アスファルトに混入することで熱に対する耐性が向上するワックスの普及を図ることにより、廃プラスチックのリサイクルを推進する。	本県内のワックス製造業者と県雪対策・建設技術研究所の共同研究により、アスファルトに混入することで耐熱性が大幅にアップするワックスの実用化に成功した。しかし、当該ワックスは廃プラスチックを原料として精製するため、廃棄物処理業の許可を受けていない当該事業者は廃プラスチックを有償で買い取り事業を行っている。道路舗装剤として使用するため需要は全国に広がると考えられるが、廃棄物処理に関する規制が原料回収の際の支障となっている。	福井県	福井県	廃プラ・リサイクル経済特区	降雪地帯である本県では、雪対策・建設技術研究所において雪対策技術と建設技術について産業界と一体となって研究を行い、特許・実用新案の申請・取得や、建設現場における実用化を進めている。しかし、同研究所が県内企業と共同開発したリサイクル型ワックスについては、アスファルトに混入することで熱に対する耐性が著しく向上するといふ大きなメリットのあるにもかかわらず、廃棄物の回収にかかる負担が技術普及に向けての支障となっている。このため、特区域域内において、リサイクルワックスを製造するために回収する廃プラスチックを再生利用認定制度の対象品目に追加する特例を設けることにより、廃プラスチックのリサイクル推進を図る。
1183	11831010	町長指定の再生利用物(食品産業廃棄物)に対する廃棄物処理法の規制緩和	資源を有効活用することにより循環農業を実践することが、地域住民の利益に資すると認められる場合に限って、食品製造業等からの動植物性残渣など堆肥として再生利用しても生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した産業廃棄物については、高品質堆肥製造施設などの産業廃棄物処理施設でなくても当該産業廃棄物を処理しても生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した施設において処分することを認める。また、この場合、産業廃棄物処理業の許可がなくても当該産業廃棄物の収集及び運搬を行うことを可能とする。なお、当該施設については、受け入れ原材料管理や生産履歴管理を義務付け、町が指導・監督を行うものとする。	町長が指定した食品産業廃棄物(ビール工場からの廃珪藻土、豆腐工場からのおから、醤油工場からの小麦・大豆絞り粕等)を、循環農業の拠点施設である「えこ3センター」の高品質堆肥製造施設等で堆肥化し、町内の農地において再生利用する。この場合に、廃棄物処理用における処分業及び処理施設の設置の許可を受けずに収集運搬や処分が行えることとし、これにより、煩雑な手続きとそれに要する期間、また、廃棄物処理施設の基準に合致させるための多大な設備経費が不要になり、紫波町における循環農業の実践を支える堆肥を低コストで供給が可能になる。生活環境の保全の観点から支障がないよう、町長の指定により産業廃棄物の種類、施設を限定し、確実な再生利用を行うとともに、施設では受け入れ原材料管理や生産履歴管理台帳を記録し、町が指導・監督を行う。	紫波町では、有機資源の100%循環活用を目指すなど、循環型のまちづくりに取り組んでおり、基幹産業である農業については、町内の有機資源を堆肥化として、農地に還元する有機資源循環システムを構築し、環境にやさしい循環農業に取り組むとともに、産直センターや食ナビ等により、消費者に安全・安心を訴え、紫波町産農産物のブランド化と農業の活性化を図ることを目指している。この考えに基づき、町内の有機資源の循環を進める拠点として、「えこ3センター」を建設しており、牛・豚の糞や、スーパーマーケット・農産物加工場などから出た有機物を活用して完熟堆肥及びボカシ肥料を製造しているほか、間伐材等の未利用の森林資源を活用して、粉炭及び木酢液を製造している。しかし、町内で循環農業を広く進めるためには、町内の農地を広くカバーする堆肥生産量を確保する必要があるが、現在の原料だけでは限界がある。おからや廃珪藻土等の食品製造業から排出される動植物性残渣は、堆肥原料として有用であるが、厚生省通達(昭和45年10月25日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」)では、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不要になった物」とされ、再生利用の目的で取り扱うことが明らかな場合でも無償・逆有償になると廃棄物扱いとなる。このため、産業廃棄物処理施設でないえこ3センターでは、食品製造業から排出される動植物性残渣を有償で買い取るか、新たに処分業や施設設置の許可を取らない限り受入れることができない。しかし、地方交付税の大幅削減等により持続的に自立できる行財政運営が必要となっており、紫波町の循環農業を支える堆肥供給体制を現在の施設で独立採算により持続的な運営を図るためには、町指定の再生利用物に対して廃棄物処理法の規制を緩和することが不可欠である。	岩手県	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、再生利用を目的とした食品産業廃棄物、木屑に対する廃棄物処理法の規制緩和、循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、NPO等による循環・交流施設へのボランティア輸送の有償化、中古品使用に係る補助事業の運用改善、大麻の栽培目的の要件緩和、町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、郵便投票制度の拡充、民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1183	11831050	町指定の再生利用物(木屑)に対する廃棄物処理法の規制緩和	資源を有効活用することにより地域における森林資源循環が実践され、林業再生に資すると認められる場合に限って、製材工場の木屑など粉炭、木質ペレット燃料として再生利用しても生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した産業廃棄物については、間伐材等炭化施設、ペレット製造施設などの産業廃棄物処理施設でなくても当該産業廃棄物を処理しても生活環境の保全の観点から支障のないものとして町長が指定した施設において処分することを認める。また、この場合、産業廃棄物処理業の許可がなくても当該産業廃棄物の収集及び運搬を行うことを可能とする。なお、当該施設については、受け入れ原材料管理や生産履歴管理を義務付け、町が指導・監督を行うものとする。	町長が指定した木屑(製材工場等からの木屑、建築端材、剪定枝等)を、町の循環拠点施設である「えこ3センター」のペレット製造施設、炭化施設等で木質ペレット、粉炭に再生し、町内の公共施設の暖房として導入しているペレットボイラーや農地において利用する。この場合に、廃棄物処理用における処分業及び処理施設の設置の許可を受けずに収集運搬や処分が行えることとし、これにより、煩雑な手続きとそれに要する期間、また、廃棄物処理施設の基準に合致させるための多大な設備経費が不要になり、紫波町における森林資源循環の実践を支える木質ペレット燃料や粉炭を安定的に低コストで供給が可能になる。生活環境の保全の観点から支障がないよう、町長の指定により産業廃棄物の種類、施設を限定し、確実な再生利用を行うとともに、施設では受け入れ原材料管理や生産履歴管理台帳を記録し、町が指導・監督を行う。	紫波町は、自然と共生し、循環を基調とする町として、循環型まちづくり条例の下、有機資源循環、森林資源循環、無機資源循環に取り組んでいる。当町の58%を占める森林については、林業を再生し、里山を保全していく観点から、町内の森林資源を有効活用することとし、当町の循環拠点施設である「えこ3センター」に、間伐材等を粉炭にして土壌改良材として農地還元するための炭化施設や、ストーブの燃料として使用する木質ペレットの製造施設の整備に取り組んでいる。また、地球温暖化対策の一環として、未利用の森林資源を燃料とするペレットボイラーを平成14、15年度と連続して公共施設に導入しており、16年度からは家庭用向けペレットストーブの普及に向け町単独の補助金を創設したところである。製材工場等からの木屑、建築端材等についても木質ペレット燃料や粉炭の原料として有用であるが、厚生省通達(昭和45年10月25日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」)では、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不要になった物」とされ、再生利用の目的で取り扱うことが明らかな場合でも無償・逆有償になると廃棄物扱いとなっている。このため、産業廃棄物処理施設でないえこ3センターでは、製材工場等からの木屑、建築端材等を有償で買い取るか、新たに処分業や施設設置の許可を取らない限り受入れることができない。しかし、地方交付税の大幅削減等により持続的に自立できる行財政運営が必要となっており、紫波町の森林資源循環を進め、木質ペレット燃料や粉炭の供給体制を現在の施設で独立採算により持続的な運営を図るためには、町指定の再生利用物に対して廃棄物処理法の規制を緩和することが不可欠である。	岩手県	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、再生利用を目的とした食品産業廃棄物、木屑に対する廃棄物処理法の規制緩和、循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、NPO等による循環・交流施設へのボランティア輸送の有償化、中古品使用に係る補助事業の運用改善、大麻の栽培目的の要件緩和、町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、郵便投票制度の拡充、民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1017	10171020	一般廃棄物の適用範囲の拡充	浄化槽で処理できうる水質基準値で工場等から排出された排水を浄化槽で汚水処理した時に生じる汚泥については、一般廃棄物として取り扱う。	既に複合型産業特区として認定されている産業用地における業務用地の賃貸とともに、立地工場等から排出される排水についても、一定の水質基準と水質監視管理のもとに浄化槽で処理できるものとする。このことが立地・操業に係る企業の初期投資を抑制し、地域への企業の新たな事業投資を刺激することとなり、サイエンスシティへの企業の立地と産業集積の加速に繋がることとなる。これら規制緩和により平成17年度末で3社、約900名、平成19年度末で7社、約1,800名、平成21年度末で10社、約2,100名の産業用地への企業立地と雇用の確保を実現したい。	浄化槽は、工場廃水その他の特殊な排水を除く生活雑排水を処理するものであるが、工場排水等を生活水として一部再利用したものは、その排水は生活雑排水として取り扱われ、浄化槽で処理されている。また、環境への負荷軽減から中勢北部サイエンスシティ(以下「サイエンスシティ」)では、環境影響評価により厳しい目標水質を定めており、流域下水道が供用(平成21年度)されるまでの間は、当該目標水質を遵守するためには、企業の処理施設の設置について大きな負担を強いることとなる。なお、事務所や工場等からの生活雑排水を一括処理するため、サイエンスシティには暫定集中処理浄化槽が設置されている。このため、既に複合型産業集積特区により、土地開発公社保有地の賃貸事業による企業の初期投資の抑制策を講じてきているが、更に、浄化槽で処理できうる水質として工場等から排出される排水についても、一定の水質基準と水質監視管理のもとに浄化槽で処理できるものとして取扱うことで、地域の産業振興に資する産業や流通業務団地(サイエンスシティ)への工場等の立地時の排水処理に係る企業の初期投資を軽減し、賃貸制度との相乗効果により立地を一層促進することができるものである。	三重県	三重県津市	工場排水の水質基準値設定による浄化槽処理特区構想	浄化槽は、工場廃水その他の特殊な排水を除く生活雑排水を処理するものであるが、工場排水等を生活水として一部再利用したものは、その排水は生活雑排水として取り扱われ、浄化槽で処理されている。また、法令や条例の規定以上に環境影響評価によりその目標水質を遵守するためには、企業の処理施設の設置について大きな負担を強いることとなる。このため、浄化槽で処理できうる水質として工場等から排出される排水についても、一定の水質基準と水質監視管理のもとに浄化槽で処理できるものとして取扱い、地域の産業振興拠点である中勢北部サイエンスシティへの工場等の立地時の排水処理に係る企業の初期投資を軽減し、立地を促進する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1057	10571010	一般廃棄物処分における民間事業者参入許可基準の緩和	構造改革特別区域において市町村長が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可の要件のうち、「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」を除外する。	一般廃棄物処分を業として行う場合、処分業者の許可基準には「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」との項目があり、ほとんど民間事業者の参入する余地がないため、これを緩和することにより、新規事業者の誘致あるいは既存事業者の業種転換等を促し、地域経済の活性化と雇用の創出を図るものである。こういった要件を緩和することにより、新規事業者の誘致や事業者の業種転換を促すことにより、脆弱な産業基盤の強化と雇用の創出を図ることができるため、特例の必要性がある。	現状の一般廃棄物処分業者の許可基準においては、「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」との項目があり、ほとんど民間事業者の参入する余地がないため、これを緩和することにより、新規事業者の誘致あるいは既存事業者の業種転換等を促し、地域経済の活性化を図る。	兵庫県	相生市	環境産業誘致特区	相生市は、環境関連新規産業の参入と雇用創出を図り、地域の活性化を行う必要がある。そのため、従来は地方公共団体の固有事務として実施している一般廃棄物処分に関して、民間事業者が参入しやすいうように許可要件の緩和を行う。このことにより、産業構造の多様化、雇用の創出を図り、地域の活性化に繋げて行く。
1005	10051010	廃棄物処理法では同一性状の産業廃棄物と一般廃棄物の同一施設での処理を焼却施設でのみ認めています。	産業廃棄物の動植物性残渣・畜糞と一般廃棄物の動植物性残渣の場合も堆肥化については産業廃棄物処理施設での堆肥化処分を許可してください。	畜産農業から出る畜糞(産業廃棄物)・耕種農家などが出すわらなど(一般廃棄物)と食品関連事業者が出す分別された生ゴミ(一般廃棄物)を混合し堆肥化することにより良質な堆肥を自給する事が出来ます。農業は新しい社会的責任と収入を確保する事が出来、消費者が望む地産地消の減農薬・減化学肥料農業から有機複合農業に移行し持続可能な自主自立した農業が可能となります。	廃棄物処理法は地域に適した廃棄物の具体的な処理方法を想定していません。全国一律に産業廃棄物と一般廃棄物の同一施設での処理は焼却炉しか認めていません。地域の状況によりそれぞれ適正な処理方法があります。松山市の人口は約50万人ですが周辺にはまだ沢山の農地があり地産地消農業には最適の環境です。良質な堆肥の潜在需要はかなりの有るはず。近年輸入野菜の残留農薬問題がありましたが、消費者は本当に安心して食べられる食品を求めています。この為には減農薬・減化学肥料農業から最終的には有機農業に向かうしかありません。この有機農業に欠かせないのが堆肥なのです。本当に良い堆肥は成分バランスが優れ微生物や腐植成分が豊富に含まれていて病原菌が含まれていないのです。この条件を満たす為産業廃棄物の畜糞と一般廃棄物の事業所系生ゴミを好気性高温発酵堆肥化施設にて同時処理し堆肥化するのです。	愛媛県	(有)フォレストファーム	畜糞・生ゴミ混合堆肥化による地域内循環地産地消型農業システム化構想	食品リサイクル法の施行で年間100トン以上生ゴミを排出する事業者はリサイクルを義務付けられました。排出事業者に代わり(有)フォレストファームが農業系バイオマス資源と混合し、安全で良質な堆肥を農業者が自給する地域内循環堆肥化システムを作り、消費者が望む減農薬・減化学肥料農業から有機複合農業を地産地消により実現します。農業が新しい社会的責任を担い、新しい収入源を確保して自立する農業へ転換します。生ゴミを清掃工場で焼却せず、地球温暖化ガス(炭酸ガス)が発生しない自然発酵堆肥生産は地球環境にもやさしい環境保全型農業の第一歩です。
1005	10052010	同一性状・同一形状の産業廃棄物と一般廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理可能にする。	廃棄物を出る事業所によって分ける産業廃棄物・一般廃棄物と言う分類ではなく、同一性状・同一形状と言うその物の物理化学的性状によって分類しその基準によって処理方法を決定できる方法にする。	産業廃棄物に分類されている畜糞と一般廃棄物に分類されている生ゴミ(動植物性残渣)を既存の畜糞堆肥化施設で混合し堆肥化する。	近年廃棄物の最終処分場が満杯に近づき、京都議定書の地球温暖化対策等その対策が求められています。廃棄物といってもきちんと分別されれば貴重な資源である事は疑いのない事実です。この資源化を地域に適した形で実施する事が重要です。この最近ほど食の安全が問われた事はありません。地産地消型有機複合農業は地域住民が参加しながらこの問題を解決する手段です。	愛媛県	(有)フォレストファーム	畜糞・生ゴミ混合堆肥化による地域内循環地産地消型農業システム化構想	食品リサイクル法の施行で年間100トン以上生ゴミを排出する事業者はリサイクルを義務付けられました。排出事業者に代わり(有)フォレストファームが農業系バイオマス資源と混合し、安全で良質な堆肥を農業者が自給する地域内循環堆肥化システムを作り、消費者が望む減農薬・減化学肥料農業から有機複合農業を地産地消により実現します。農業が新しい社会的責任を担い、新しい収入源を確保して自立する農業へ転換します。生ゴミを清掃工場で焼却せず、地球温暖化ガス(炭酸ガス)が発生しない自然発酵堆肥生産は地球環境にもやさしい環境保全型農業の第一歩です。
1242	12421010	高再生率可能廃棄物に係る規制緩和	廃掃法上の廃棄物の扱いを受けるもののうち、現在埋立処分が実質処理方法がないが、100%リサイクル可能なものを100%リサイクルを前提として廃掃法上の廃棄物から除外する。産業廃棄物例外指定品目として100%リサイクルを前提に廃石膏ボードと無機汚泥を指定する。	まず山陽工管株式会社が現在行っている廃石膏ボード破碎選別処理で排出される石膏くずを場内の再生砕石製造プラント内で発生する無機汚泥と「石膏くず：無機汚泥=1~2:1」で単純混合してリサイクル工場である株式会社トクヤマの指定する性状(別添資料1参照)になるようにし、広島市商工センターの港があるいは広島県廿日市市木材港からエコポート指定を受けた徳山港に大量海上輸送して全量をセメント原料化等に使用する。更には社内発生物だけでなく広く社外から石膏くずや、無機汚泥を受け入れる。	埋立処分されている石膏くずを無機汚泥と性状調整混合してリサイクル工場に搬出していたが、性状調整混合行為が山陽工管株式会社監督官庁である広島市から廃棄物処理にあたりと指摘をされ、廃棄物処理業の許可を広島市より求められた。これにより計画を断念せざるを得なかったから。	広島県、山口県	社団法人中国地域ニュービジネス協議会、株式会社トクヤマ、山陽工管株式会社	高再生率可能廃棄物に係る規制緩和構想	廃掃法で定義される廃棄物の中には現在埋立処分が実質的に処理方法がないが100%リサイクル可能なものが含まれている。これらのものをリサイクルするには性状を整える為に処理を行ったり、収集運搬したり、保管したりしなければならないがそれらの行為はすべて廃掃法の適用を受けるので思うようにリサイクルが進んでいない。今回の提案ではこうした現在埋立処分されている100%リサイクル可能な廃棄物を廃掃法上の廃棄物という定義から産業廃棄物の例外指定品目として外してリサイクル推進のために規制を緩和するものである。
1264	12641010	「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第4の2項第10号」の産業廃棄物の欄に特例事項の追加	阿智村の畜産農業に係る動物のふん尿は産業廃棄物ではなく、有価物であることから、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第4の2項第10号の文以降に特例事項を追加すること。「ただし、堆肥等専ら再生利用するもので、区域を管轄する都道府県知事はその利用計画について認め、そのふん尿を有価物と認める物についてはこの限りでない。」	村内で排出される畜産農業に係る動物のふん尿を利用した有機活用農業を展開し、阿智村の産業振興を図る。	0	長野県	長野県阿智村	有機活用農業振興特区 構想	阿智村では有機活用農業による産業振興を目指しているが、村内で排出する畜産牛のふん尿全てを堆肥センターに集約して優良堆肥化する。そしてこの堆肥を販売し、これを使用して栽培された農作物をブランド化して産業振興を図りたい。ところが、現行では畜産農業に係る動物のふん尿は産業廃棄物に該当するとして、畜産農家が法人取得をして、かつ、処分の業を行う許可を得なければならず、畜産農家には多大な負担であり、村内畜産業の壊滅を意味するものである。もともとふん尿は堆肥として利用してきた物であるし、優良堆肥の製造には不可欠な物であることからしても、廃棄物には該当せず、処分の許可は不要で、ふん尿の処理を行いたい。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1290	12901010	地域物流会社における一般廃棄物収集運搬免許の要件緩和	現在、家電リサイクル法に基づき、「廃家電4品」の運搬収集を行いたい場合、厚生大臣が認定する一般廃棄物の収集又は運搬に関する講習及び試験に合格した者(法人)が一般廃棄物収集運搬業の許可申請を各都道府県知事へ行い許可を得る。家電リサイクル法の対象である「廃家電4品目」の運搬収集に限り、既に貨物運送業の認可を持つ物流業で組織する宅配ネットワーク(協同組合)の組合本部が現行の許可申請を行い、組合員についての許可申請を免除する。	【家庭に密着した物流実現による不法投棄の削減】 この新しい宅配ネットワークでは早朝、消費者に直面しなくても配達可能な新聞・牛乳・メール便・書籍・広報等を一括配達する事により配達効率を高め、配達コストの低減も可能にする。また山陰地区における物販の促進と物流を確保する為に地域の企業や個人が自由に参画できる共同物販センターを設置し、カタログ販売、チラシ販売を行う。地域特産品をはじめ日常生活品・介護品等を販売促進することにより地域の活性化につながり、また特に山間地などに住む消費者へも利便性が見込まれる。注文を受けた商品を即納できる配達システムを構築し各地町村に平均世帯数800世帯につき配達車両を1台配備する事により家庭に密着した物流を行う。このような家庭に密着した物流を十分に活用する為に「家電リサイクル法」の対象である「廃家電4品目」を各家庭から収集運搬を行う。現在の家電リサイクルの流れでは小売店が引き取れない場合、消費者が直接、指定取引場所へ持ち込むことになる。指定取引場所は県内に1~2箇所しか無く、山間地等に居住する消費者あるいは、高齢化の進む消費者にとって冷蔵庫、洗濯機などを持ち込むことは容易ではなく、不法投棄等の問題にもなりかねない。この新しい宅配ネットワークでは毎日、各家庭に配達するため、確実に廃家電を収集する事が可能となり、消費者の負担の軽減、不法投棄の削減、効率的なリサイクル化への促進を目指す。	【規制の特例を適用しなければ事業の実施ができないとする根拠(必要性)】 地域にあるいは家庭に密着した宅配ネットワークを構築するためには地域の中小物流会社で組織する必然性があり、山陰両県で約100社を計画している。100社全てが収集運搬に関する資格者の認定を取得し収集運搬業の許可申請を行うことは困難である。	鳥取県、島根県	服島運輸株式会社 服島 勇	山陰宅配ネット構想	山陰両県での、過疎化、産業の空洞化、雇用悪化などの問題を解決する為には「地域密着型のローコスト物流」が不可欠である。この構想は山陰の地元運送会社、約100社による宅配ネットワーク(共同組合)を構築し、利便性向上と配達コストの低減を目指し、地域流通活性化、地域特産品等の販売促進を高め活性化を促進する。また物販促進と安定物流を確保する為に地域の企業や個人が自由に参画できる共同物販センターを設置し、カタログ、チラシ販売を行い、地域特産品をはじめ生活雑貨食品等を販売促進することにより地域の活性化を推進し、また家電リサイクル回収、介護物流サービスを提供し地域における「物流のコンビ二」を目指す。
1385	13851020	再資源化促進事業	産業廃棄物に関する指導指針等の緩和	100%リサイクルの受け皿を目指すためシュレッダーダストの持ち込みを促進する	現在の北海道の廃棄物の指針では、道外からの受け入れを制限しているが、リサイクルが可能な廃棄物について、制限を緩和したい。	北海道	I-CARプロジェクト チーム	I-CARプロジェクト	『I-CARプロジェクト』リサイクルポート「石狩湾新港」の活用 石狩湾新港地区に自動車リサイクル拠点を創出(リサイクル率100%) 新港地区内にリサイクルゾーンを設定 -景観や職場空間に配慮した環境整備 -関連事業者の誘致による効率化 -プロジェクト会社によるマネジメント力の強化 -自動車100%再資源化 -地域産業振興の基本とする
1109	11092030	一定の条件を備えたごみ焼却施設を容器包装リサイクル施設として認定	高温焼却によりダイオキシン類の発生を抑制し、更に焼却の際に得られる余熱を発電や給湯などに有効に利用する環境保全・循環型の焼却炉については、再商品化を行う容器包装リサイクル施設として認定する。	分別収集したプラスチック製容器包装のうち、特定容器利用事業者をはじめとした特定事業者が負担するものについては、特定事業者から再商品化の委託をされた指定法人による引き取りを実施する。それ以外については、リサイクル焼却施設として焼却を行い、焼却に係る燃料コストの低減(助燃剤としての化石燃料の削減)とCO2の排出抑制を図る。燃料コストの低減の一部は、環境対策に係る雇用創出等につなげ、地域経済の活性化を図る。		山口県	山口県宇部市	エコシティ推進プロジェクト	宇部市においては、グローバル500賞受賞都市として地域から地球環境の保全に努め、循環型社会の実現を目指しており、「宇部方式」の精神から、市民、事業者、研究機関、行政の各主体がエネルギー消費量の削減と地球温暖化対策をそれぞれの役割に応じて実践、実行していく。また、産・学・官連携の取り組みやそれを支援するための施設整備の充実、リサイクルポートの指定を受けた重要港湾を抱えるという特性を最大限に発揮し、基礎研究から技術開発、事業化までの総合的な支援により、環境関連ビジネスを振興するとともに、地域循環、環境保全型の農業である地産地消や緑化運動をすすめることにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。
1017	10171010	浄化槽が処理できる雑排水範囲の拡充	工場等から排出される排水のうち、浄化槽で処理できうる水質として一定の水質基準かつ水質監視管理されたものについては浄化槽で汚水処理を行う。	既に複合型産業特区として認定されている産業用地における業務用地の賃貸とともに、立地工場等から排出される排水についても、一定の水質基準と水質監視管理のもとに浄化槽で処理できるものとする。このことが立地・操業に係る企業の初期投資を抑制し、地域への企業の新たな事業投資を刺激することとなり、サイエンスシティへの企業の立地と産業集積の加速に繋がることとなる。これら規制緩和により平成17年度末で3社、約900名、平成19年度末で7社、約1,800名、平成21年度末で10社、約2,100名の産業用地への企業立地と雇用の確保を実現したい。	浄化槽は、工場廃水その他の特殊な排水を除く生活雑排水を処理するものであるが、工場排水等を生活水として一部再利用したものは、その排水は生活雑排水として取り扱われ、浄化槽で処理されている。また、環境への負荷軽減から中勢北部サイエンスシティ(以下「サイエンスシティ」)では、環境影響評価により厳しい目標水質を定めており、流域下水道が供用(平成21年度)されるまでの間は、当該目標水質を遵守するためには、企業の処理施設の設置について大きな負担を強いることとなる。なお、事務所や工場等からの生活雑排水を一括処理するために、サイエンスシティには暫定集中処理浄化槽が設置されている。このため、既に複合型産業集積特区により、土地開発公社保有地の賃貸事業による企業の初期投資の抑制策を講じてきているが、更に、浄化槽で処理できうる水質として工場等から排出される排水についても、一定の水質基準と水質監視管理のもとに浄化槽で処理できるものとして取扱うことで、地域の産業振興に資する産業や流通業務団地(サイエンスシティ)への工場等の立地時の排水処理に係る企業の初期投資を軽減し、賃貸制度との相乗効果により立地を一層促進することができるものである。	三重県	三重県津市	工場排水の水質基準値設定による浄化槽処理特区構想	浄化槽は、工場廃水その他の特殊な排水を除く生活雑排水を処理するものであるが、工場排水等を生活水として一部再利用したものは、その排水は生活雑排水として取り扱われ、浄化槽で処理されている。また、法令や条例の規定以上に環境影響評価によりその目標水質を遵守するためには、企業の処理施設の設置について大きな負担を強いこととなる。このため、浄化槽で処理できうる水質として工場等から排出される排水についても、一定の水質基準と水質監視管理のもとに浄化槽で処理できるものとして取扱い、地域の産業振興拠点である中勢北部サイエンスシティへの工場等の立地時の排水処理に係る企業の初期投資を軽減し、立地を促進する。
1189	11892010	工業団地内における騒音規制の見直し	工業団地に立地する特定工場等の事業場にあつては、工業団地内の集合体をひとつの事業場とみなし、騒音規制法による特定工場等の敷地境界線を固有の事業場の敷地境界線としないで、工業団地と工業団地外の地域との境界線に読み替えることができることとされたい。	現在の規制によれば、国は騒音規制法により、特定工場等の敷地境界線において騒音の許容限度とすることを規制基準の定義とし、住民の生活環境を保全するため都道府県に対し地域の指定をおこない規制基準を定めることを命じている。これに基づいて、岐阜県公害防止条例は用途地域が工業専用地域・工業地域である当岐阜県可児工業団地について第4種区域に指定し、住民の生活が存在しない地域であっても個々の事業所はその敷地の境界線で特定工場等に係る騒音の規制基準を守ることとなる。そこで、集団化で進出した事業場の集合体を、工業団地と同じ規模のひとつの事業場として扱うことができれば、工業団地内における騒音規制の不都合は解決される。	工業の誘致地域であり、工業団地として特別整備された地域に、多額な投資をして進出したのにもかかわらず、騒音規制は厳しいままである。事業所の集合体を同じ規模のひとつの事業場とすることで、工業団地の境界を敷地境界線に読みかえても騒音規制法にならぬ都合をきたさないとと思われる。さらに工場立地法における工業団地の特例により、工業団地外への騒音の影響について緑地等の共通施設が特定工場の緩和措置として適用されており、騒音規制法は工場立地法との整合性に配慮をきたしている。このままでは、誘致された地域でありながら著しく不合理で、工業団地内の事業所が返って不利をまねかれぬ。このことが理解され、すでに地元可児市の公害防止協定では、騒音規制の遵守境界線を可児工業団地の敷地境界線とする見直しがおこなわれた。	岐阜県	協同組合 岐阜県可児工業団地管理センター 岐阜県可児工業団地協同組合	可児工業団地モノづくり特区構想	・(協)岐阜県可児工業団地管理センター内における騒音規制の見直し 騒音規制法に定めた特定工場等が騒音基準値を守る敷地境界線とは、当工業団地をひとつの事業場とみなすことにより、工業団地と工業団地外の地域との境界線を騒音規制の敷地境界線とされたい。 ・岐阜県可児工業団地協同組合内の建ぺい率の制限緩和 中小企業工場集団化事業等によって共同で取得した緑地等の共通施設面積については、個々の事業場の占有敷地面積割合を分持として事業場の建物の制限面積に算入されたい。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1342	13421010	東京都の地下水揚水規制緩和	東京都は地下水の揚水規制を他の自治体に比し、厳しく対応している。震災・災害・70発生時の水ライフラン確保のためには、現状の地下水揚水規制は厳しすぎるので、飲料水限定で年間最低30千トン程度の揚水またそのための新規井戸掘削を認める。	震災・災害・70など発生時に水ライフラン確保が必要と思われる地域が首都東京には非常に多い。例えば災害拠点病院など大手病院や駅施設などには、現在の水道局からの水供給に加え、地下水を水源とする分散型の自家用水道(高度膜処理採用により水道法に基づく安全な水を供給可能)を設置、2元給水体制とし、災害時に万が一公営水道の水供給に支障が生じても地下水を水源とするシステムにより水ライフランを確保する。	現公営水道システムでは、震災時、神戸大震災で体験した配管の破断が必至で、飲用、医療用水確保に大きな問題が生じる可能性が高い。水ライフラン確保の見地からは、公共性の高い事業所(病院、駅、ホテル、スーパー等)に民間主導で「地下水利用の分散型自己水源による事業所自家水道装置(高度膜処理対応)」を導入し、水供給の2元化が必要。導入の必要性の最も高い首都東京においては、新規地下水揚水の制約が大きく、実際に都心の大手宿泊施設で許可を求めたが、区防災課の賛成が得られても、都の条例第215号と指導が大きな壁となり導入が困難となった事例などがある。人命保護、断水による経済的損失回避の見地からも地区状況により特定し、特例として新規導入可能な「防災特区的運用」を提案する。	東京都	東京都中央区、株式会社ウエルシィ	東京都の地下水揚水規制緩和特区構想	現公営水道システムでは、震災時、神戸大震災で体験した配管の破断が必至で、飲用、医療用水確保に大きな問題が生じる可能性が高い。水ライフラン確保の見地からは、公共性の高い事業所(病院、駅、ホテル、スーパー等)に民間主導で地下水利用の分散型自己水源による事業所自家水道装置(高度膜処理対応)を導入し、水供給の2元化が必要。導入必要性の最も高い首都東京においては、新規地下水揚水の制約が大きく、区防災課には賛成が得られても都の条例第215号と指導により導入が困難となっている。人命保護、断水による経済的損失回避の見地からも地区状況により特定し、特例として新規導入可能な「防災特区的運用」を提案する。
1333	13331010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はまだ無く、地下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニイミトレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	下水道計画区域から外れた分散する小集落や戸々に対して、事業主体が事前に十分な調査を行った上で、設置可能な地域を特定し、電気を使用しないソイルエネルギーを活用したニイミトレンチで個々に下水道整備を行う事により、建設金額や維持管理費の安価な環境整備を実施することができる。ニイミトレンチは、土の中に生息する土壌動物などの汚水を分解する力を最大限に活用するため、汚れた水を重力浸透させないように、トレンチの底面に、止水膜を敷き地表に近い土の中を汚れた水がじわじわとしみ込んでいく間にきれいな水になっていくというシステムである。事業主体の財政を圧迫することなく下水道計画区域外の住民に対しても平等な生活環境サービスを提供することができる	建築基準法施行令第32条による「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」により指定された区域について事業主体である市町村がそれぞれの持つ地域特性や自然状態、土質条件を把握した上で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニイミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、地域環境の保全、水洗トイレによる文化的生活の確保を行う。	東京都	土壤浄化法事業推進連合会	ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを分解する力(ソイルエネルギー)を活用した、電気を使用しないニイミトレンチにより、地下水汚染のない無動力の汚水処理を行う。建築基準法施行令に定められている汚水を、土中に浸透させ水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主体が実施しようとする場所の事前調査を十分に行った上で可能と判断された場合は、条例によりニイミトレンチの設置を行い、下水道区域から外れた区域の住民に対して平等な生活環境サービスが提供できるように提案する。
1339	13391010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあまり無く、地下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニイミトレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	下水道計画区域から外れた分散する小集落や戸々に対して、事業主体が事前に十分な調査を行った上で、設置可能な地域を特定し、電気を使用しないソイルエネルギーを活用したニイミトレンチで個々に下水道整備を行う事により、建設金額や維持管理費の安価な環境整備を実施することができる。ニイミトレンチは、土の中に生息する土壌動物などの汚水を分解する力を最大限に活用するため、汚れた水を重力浸透させないように、トレンチの底面に、止水膜を敷き地表に近い土の中を汚れた水がじわじわとしみ込んでいく間にきれいな水になっていくというシステムである。事業主体の財政を圧迫することなく下水道計画区域外の住民に対しても平等な生活環境サービスを提供することができる	建築基準法施行令第32条による「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」により指定された区域について事業主体である市町村がそれぞれの持つ地域特性や自然状態、土質条件を把握した上で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニイミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、地域環境の保全、水洗トイレによる文化的生活の確保を行う。	福島県 東京都	福島県昭和村毛管浄化システム株式会社	ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを分解する力(ソイルエネルギー)を活用した、電気を使用しないニイミトレンチにより、地下水汚染のない無動力の汚水処理を行う。建築基準法施行令に定められている汚水を、土中に浸透させ水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主体が実施しようとする場所の事前調査を十分に行った上で可能と判断された場合は、条例によりニイミトレンチの設置を行い、下水道区域から外れた区域の住民に対して平等な生活環境サービスが提供できるように提案する。
1343	13431010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあまり無く、地下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニイミトレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	下水道計画区域から外れた分散する小集落や戸々に対して、事業主体が事前に十分な調査を行った上で、設置可能な地域を特定し、電気を使用しないソイルエネルギーを活用したニイミトレンチで個々に下水道整備を行う事により、建設金額や維持管理費の安価な環境整備を実施することができる。ニイミトレンチは、土の中に生息する土壌動物などの汚水を分解する力を最大限に活用するため、汚れた水を重力浸透させないように、トレンチの底面に、止水膜を敷き地表に近い土の中を汚れた水がじわじわとしみ込んでいく間にきれいな水になっていくというシステムである。事業主体の財政を圧迫することなく下水道計画区域外の住民に対しても平等な生活環境サービスを提供することができる	建築基準法施行令第32条による「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」により指定された区域について事業主体である市町村がそれぞれの持つ地域特性や自然状態、土質条件を把握した上で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニイミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、地域環境の保全、水洗トイレによる文化的生活の確保を行う。	山梨県	山梨県下都町(平成16年9月13日町村合併・身延町)	ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを分解する力(ソイルエネルギー)を活用した、電気を使用しないニイミトレンチにより、地下水汚染のない無動力の汚水処理を行う。建築基準法施行令に定められている汚水を、土中に浸透させ水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主体が実施しようとする場所の事前調査を十分に行った上で可能と判断された場合は、条例によりニイミトレンチの設置を行い、下水道区域から外れた区域の住民に対して平等な生活環境サービスが提供できるように提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1352	13521010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあまり無く、地下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニミトレンチを実施するにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	下水道計画区域から外れた分散する小集落や戸々に対して、事業主体が事前に十分な調査を行った上で、設置可能な地域を特定し、電気を使用しないソイルエネルギーを活用したニミトレンチで個々に下水道整備を行う事により、建設金額や維持管理費の安価な環境整備を実施することができる。ニミトレンチは、土の中に生息する土壌動物などの汚水を分解する力を最大限に活用するため、汚れた水を重力浸透させないように、トレンチの底面に、止水膜を敷き地表に近い土の中を汚れた水がじわじわとしみ込んでいく間にきれいな水になっていくというシステムである。事業主体の財政を圧迫することなく下水道計画区域外の住民に対しても平等な生活環境サービスを提供することができる	建築基準法施行令第32条による「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」により指定された区域について事業主体である市町村がそれぞれの持つ地域特性や自然状態、土質条件を把握した上で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、地域環境の保全、水洗トイレによる文化的生活の確保を行う。	長崎県	長崎県三井楽町	ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを分解する力(ソイルエネルギー)を活用した、電気を使用しないニミトレンチにより、地下水汚染のない無動力の汚水処理を行う。建築基準法施行令に定められている汚水を、土中に浸透させ水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主体が実施しようとする場所の事前調査を十分にを行った上で可能と判断された場合は、条例によりニミトレンチの設置を行い、下水道区域から外れた区域の住民に対して平等な生活環境サービスが提供できるように提案する。
1293	12931010	温泉法第13条の摘要の廃止	温泉水を汲み出し利用する業者に求められる許可申請の免除	飲用温泉水を含む温泉水の配達代行および販売	配達代行および販売業者であるにもかかわらず湯元業者と同じ法の適用を受けるのは不適切と考える。	愛知県、石川県	有限会社 孫の手	飲料用温泉を含む温泉水の配達代行および販売構想	地元の天然資源である温泉水を配達代行または販売したりその有効利用による特産品の開発に対して、阻害要因となっている温泉法第十三条ならびに清涼飲料水製造業の許可申請の規制緩和を求めると、地域経済の活性化を図りたい。
1434	14341010	自然公園を背景とする観光地の東南海・南海地震防災対応による地域再生	自然公園等を背景とする観光地などに老朽建築物が増加しており、東南海・南海地震による倒壊等の災害で、観光客や近隣住民の避難や緊急物資輸送、緊急車両通行に弊害が生じる危険性が増加している。自然環境保護、景観保護からの規制による撤去・解体等の行為に係る許可制度を届け出制度とし、その後の新たな建物の新設については、高さ・建坪率等の規制緩和し、地域再生を図る。	1 自然公園法に係る撤去・解体に対する規制緩和(許可から届け出へ) 2 その後の建築物設置の規制緩和(建物高さ・建ぺい率等の緩和)	景気低迷により、老朽建築物が増加しており、特に自然公園等を有する観光地等の集客率低下が進み、廃屋となった旅館等の老朽建築物が増加し、これが観光地引いては、町全体のイメージ悪化を招いている。また今後、その発生が強く予想される東南海・南海地震による建築物倒壊災害の対象であり、倒壊等の被害により、避難路、緊急輸送路等を閉塞し、二次災害を起こす。これら建築物の事前の撤去・解体に対し、支援する制度を創設すると共に自然環境保護・景観保全等の面からその行為に係る許可制度を届け出制とする。次にその後の建築物の設置については、高さ・建ぺい率等の規制を一定範囲で緩和する。これによりこれら地域の再生・活性化を図る。	和歌山県	和歌山県	自然公園を背景とする観光地の東南海・南海地震防災対応による地域再生	景気低迷により、老朽建築物が増加しており、特に自然公園等を有する観光地等の集客率低下が進み、廃屋となった旅館等の老朽建築物が増加し、これが観光地引いては、町全体のイメージ悪化を招いている。また今後、その発生が強く予想される東南海・南海地震による建築物倒壊災害の対象であり、倒壊等の被害により、避難路、緊急輸送路等を閉塞し、二次災害を起こす。これら建築物の事前の撤去・解体に対し、支援する制度を創設すると共に自然環境保護・景観保全等の面からその行為に係る許可制度を届け出制とする。次にその後の建築物の設置については、高さ・建ぺい率等の規制を一定範囲で緩和する。これによりこれら地域の再生・活性化を図る。
1071	10711020	伝統的街並み景観の維持に不可欠な建築部材に係る木竹採取に関する自然公園法の特例	伝統的な茅葺き民家建築の部材として不可欠な木竹の採取に関しては、自然公園法13条及び14条の制限に関わらず、環境大臣との協議の上、自然環境の改変を最小限とする一定の条件を付した上で、継続的な採取を可能とする。	西湖地区伝統的茅葺き集落景観の再生を通じた交流による地域活性化拠点「西湖いやしの里」づくり	地域独自の伝統的な建築様式の再生・維持を通じて、観光交流の地域活性化拠点づくりを行っていききたいが、地域の伝統的建築様式では茅の水分調節のため屋根上に「イワヒバ(岩松、巻柏とも)」を生えさせることが通例であるものの、イワヒバは自然公園特別地域内の岩地にしか生えていない貴重なもので、採取を行うには環境大臣の許可が必要となる。伝統的建築の再生・維持に際しては継続的にイワヒバを採取する必要があるため、一定の条件を付した上で、イワヒバの継続的な採取を認めていただく必要がある。	山梨県	山梨県富士河口湖町	西湖いやしの里原風景創出構想	伝統的な集落景観の再生を通じた観光交流による地域活性化を図る。伝統的建築物には現代の法律となしえない要素があるので、地域アイデンティティを表出する伝統的建築については法の特例を求める。また、伝統的な集落景観の再生・維持には相当なコストと習熟した職人の存在が必須であるが、これらを当事者の自助努力のみに期待することはきわめて困難であり、これらを国策として支援することは、わが国の良好な景観形成の政策上意義が大きい。これらの規制改革や支援措置の活用により、地域資源を活かした通年型観光地へと変革し、幅広い分野での住民参画によって観光業に直接的な関わりがない住民にも経済的、社会的効果が及ぶことを目指す。
1134	11342010	自然公園におけるエコツーリズム特別地域の指定	エコツーリズム推進上の国民的価値が高く、かつ適正な管理を伴わなければ保全が図れない自然公園の一定の原生的自然区域を、環境大臣が地権者と合意の上自然公園における「エコツーリズム特別地区」に指定し、特別地区では、関係都道府県、関係市町村、エコツアー事業者、及び地域住民等の協議によるエコツアー・ガイドラインを含む「エコツーリズム推進計画」の策定を義務付け、国は計画推進に重点的な支援を行う。また、関係都道府県または関係市町村が特に条例を定める場合は、特別地区への一般立ち入りに関して段階的な制限を設けることを可能とする。制限の中には、一定基準を満たして公的認定を受けたエコツアーガイド(以下、「公認ガイド」と略す)のみがエコツアーを引率できることや、公認ガイドを伴わないと立ち入ることができない区域の設定のほか、条例違反者に対する取り締まり権限の公認ガイドへの付与も含まれる。	富士山や青木ヶ原樹海への立ち入りに関する段階的な制限を設定し、青木ヶ原樹海等で行われるハイレベルなエコツアーを基軸として、様々な地域資源と組み合わせたエコツーリズムの推進による観光資源の保全と雇用の創出等、地域活性化を実現する。	原生的な自然環境を有する富士山や青木ヶ原樹海では、地権者(山梨県)に対する届け出のみで誰でもエコツアー・ガイドができる状況であり、エコツアーの手法については各事業者の自己設定ルールに任されているため、自然環境の破壊が進んでいる。しかし自然公園法の利用調整地区に類する一つの考え方として、エコツーリズム特別地域制度を設けることによって、公認エコツアーガイドの引率指導による適正な利用の実現を図る方が、より効果的に資源の保全と有効活用が図られるものと考えられる。	山梨県	山梨県富士河口湖町	青木ヶ原樹海等エコツーリズム推進構想	エコツーリズム推進上の国民的価値が高く、かつ適正な管理を伴わなければ保全が図れない自然公園の一定の原生的自然区域を、自然公園法の利用調整地区に類するエコツーリズム特別地域として指定し、地元関係者が策定する計画の推進に対して国による重点的な支援を行うとともに、公認エコツアーガイドの引率指導による適正な利用の実現を図る。その制度を活用して、富士山や青木ヶ原樹海への立ち入りに関する段階的な制限の設定と、青木ヶ原樹海等で行われるハイレベルなエコツアーを基軸とした様々な地域資源と組み合わせたエコツーリズムの推進による観光資源の保全と雇用の創出等の地域活性化を実現する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1478	14781010	自然公園法の規制緩和	畑引山集団施設地区(箱根やすらぎの森)においては、都会からの家族連れ、子供達の利用が多いが、国立公園第2種特別地区A区域に指定されているため、展望台等を設置することができない。このため、特に子供の目線から見た配慮が足りないとの利用者の声が多く、新しくできた近隣の公園に比べて物足りなさを感じられる。それを改善するため特区として第2種特別地域の規制を解除し、体験設備の整備を行うもの。箱根やすらぎの森の広場の一角に、水場や動物の行動を体験できる木や擬木、コンクリート製の模型と解説板を設置し、利用者に提供する。	箱根やすらぎの森の広場の一角に、「ふれあい体験ゾーン」を設け、クマの冬眠木、イノシシのこすり木、テンの丸太橋、イタチの飛び石、イタチの遠見台等々、動物の行動を体験できる木や擬木、コンクリート製の模型と解説板を設置し、利用者に提供する。箱根やすらぎの森の利用者は、ここ数年減少しており、利用しても自然とふれあうこともなく帰る団体も多いと思われる。この設備を利用し、動物が残した生活痕(フィールドサイン)を使った野生動物の観察を疑似体験することにより、子供達が自然と一体になって遊びながら動物の習性や自然環境の重要性を学び、また、自然に興味を持つ動機付けになることが期待できる。当該整備により、畑引山集団施設地区の教育設備の充実を図り、中心施設である森のふれあい館との教育的連携を強化する。	当集団施設地区では、野生生物や自然環境そのものを楽しむと共に、景観の保全・育成の観点から遊具を初めとする人工物を設置することができない。平成4年から5年ごろに、今回のようなアイデアを当局へ打診した模様であるが、不可と判断されている。	神奈川県	箱根町	畑引山ふれあい特区	畑引山集団施設地区(箱根やすらぎの森)は、都会からの家族連れ、幼稚園児や小学生等の団体に利用されている。しかしながら、国立公園第2種特別地区A区域に指定されているため、展望台等を設置することができず、自然と接する機会の少ない人にとっては利用のしにくい状況となっている。そこで、特別地区の規制を緩和し、箱根やすらぎの森の広場の一角に「ふれあい体験ゾーン」を設け、クマの冬眠木、イノシシのこすり木などの模型と解説板を設置し、野生動物の行動を疑似体験することにより、自然と一体になって遊びながら動物の生態や自然環境の重要性を学び、幅広い年齢層に自然に興味を持つ機会を提供する。
1481	14811010	自然公園法の規制緩和	大涌谷地域は、自然公園法の規制により、観光開発、整備が禁止されている。一方、観光旅行形態の変化に目を移してみれば自然と直接ふれあうハイキング等の体験型レジャーが隆盛を迎えつつある。これを鑑み、年間300万人を超える観光客を迎える大涌谷地域について、温泉地箱根特有の自然の姿を観光資源として多くの人に紹介するため、特区として観光開発、整備が禁止されている特別地域の規制を解除し、体験型レジャーを楽しむ観光客に対応できる施設設備を作る。	大涌谷地域の自然遊歩道、ビジターセンターの整備を行う。また、その地区の温泉を利用して足湯等の休憩施設を作る。自然観光ガイド等の人材の蓄積を図る。温泉観光地として名がある当町であるが、噴気口、噴煙地等の火山の成り立ちや自然の営みを直に目にできるのは大涌谷地域が町内において唯一の場所である。温泉地箱根特有の自然の姿を資源として多くの観光客に紹介して観光振興に役立てる。	自然の保全のため、施設整備等に必要な開伐等ができないため。	神奈川県	箱根町	大涌谷自然散策特区	大涌谷地域は、自然公園法により開発が禁止されている特別地域に指定されている。その規制、制約を解除して、特区として観光客に対応できる施設設備を作り、整備する。大涌谷地域が持つ温泉地箱根特有の自然の姿を観光資源として観光振興に役立てる。具体的な内容の例として、大涌谷地域のビジターセンターの整備を行う。また、観光ガイド等の人材の蓄積、地区の温泉を利用した足湯等の休憩施設の建設等、地域の整備を行う。火山活動を目のあたりにできる町内での唯一の場所である大涌谷の魅力ある自然の姿を資源として、多くの観光客に紹介する。
1483	14831010	自然公園法の規制緩和	用途地域が指定されている商業地域で自然公園法特別地域が指定されている区域を普通地域に格下げし、都市計画制限まで土地利用が図れるように緩和する。	自然公園法の規制を緩和することにより商業地域内の土地の有効利用が促進され、集客力の増強とともに地域の活性化が図られる。	当町は昭和11年にほぼ全域が国立公園に指定され、自然公園法の規制に基づいて自然環境の保護保全が行われてきた。その後、将来にわたり健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、昭和46年に町全域を都市計画区域にするとともに土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに合理的な土地利用を図るため昭和50年に用途地域を指定した。このため容積率や建ぺい率等の建築形態制限について、自然公園法と都市計画法の2重規制が存在してきている。そしてバブル崩壊以降は、年間観光客数がピーク時の平成3年2,247万人から平成15年1,932万人と約300万人減少している。こうしたことから、土地の有効利用を図り集客力の増強並びに地域活性化のため、現在、商業地域で都市計画法の制限より厳しい制限を定めている自然公園法の規制を緩和する。	神奈川県	箱根町	観光振興特区	当町は昭和11年にほぼ全域が国立公園に指定され自然公園法の規制に基づいて自然環境の保護・保全が行われる一方で昭和46年に町全域を都市計画区域とするとともに適正な制限のもとに合理的な土地利用を図るため、昭和50年に用途地域を指定しており容積率や建ぺい率等は2重の規制が存在している。今回提案する芦ノ湖周辺地区は、芦ノ湖をはじめとする自然的資源と箱根開跡をはじめとする歴史的資源が存在するとともに観光関連施設が集約しているが、近年観光客数が減少していることから、土地の有効活用、集客力の増強、雇用の促進及び地域活性化のため、商業地域で都市計画法の制限より厳しい制限を定めている自然公園法の規制を緩和する。
1451	14511020	国立公園特別地域内における行為規制の緩和	高齢者・障害者等の安全と安心確保のために行う恒久的施設の設置については、安全性確保のため堅牢性と工事の迅速性が重要となるため、国立公園特別地域内における行為規制の緩和と手続きの簡略化を行い、対応する。	この規制の緩和と手続きの簡略化を活用して、高齢者・障害者等の安全と安心確保のため次の行為を行う。また、その後も状況を進めながら、安全と安心確保のための行為をタイムリーかつフレキシブルに行う。 木道等の通行安全施設の設置 救急避難・処置のための保健婦等の駐在する施設(高齢者・障害者予約日のみ)の設置。 緊急時の連絡と、区域内における時間単位の移動トレーサビリティを確保する為のICタグ・ICカードと携帯電話を利用した総合安全IT管理システム実現のため、携帯電話・無線を利用した移動通信用鉄塔施設整備 いずれも障害者・高齢者に対応した新しい観光活性化システムとする。	今日までこうした秘境と呼ばれる地に高齢者や障害者が訪れることはできなかったが、ユニバーサルデザイン化が進む社会にあって、誰もがこうした観光を同じように、そして一緒に、その感動を共有することは心の時代といわれる21世紀の観光の形として極めて重要で今回の事業の重点としている。その実施に当たっては、安全に、安心して観光できることを重視する必要がある他、早期の対応が必要であるが、現行規定においては設備・施設を設置する規制が厳しいため難航し多くの時間を要する。そこでこうした目的の施設に限っては早期完成ができるよう規制を緩和していただきたい。 実施に当たっては、自然を害することのないICタグ、携帯電話等のIT技術を駆使して計画するとともに、学術的見地から大学及び研究機関等の所見を得ながら、関係機関の指導の下進めたい。	岐阜県	岐阜県丹生川村	秘境乗鞍山麓五色ケ原環境観光共生特区構想	秘境乗鞍山麓五色ケ原の大半が存する国立公園内の普通区域においても、利用調整区域を設ける事ができるような規制の改革を行い、入山者数の制限や完全禁煙、罰則規定等の独自の規制強化を行い、秩序ある環境保護と探索体験型観光の融合を目指す。そして高齢者や障害者の誰もが自然な形で安全に、共に観光を楽しむことができるよう木道等の安全施設や救急避難・処置施設を設置し、ユニバーサルデザインの「自然にやさしい、人にやさしい、環境観光共生特区」を産・官・学・の連携により創設する。想定される経済的社会的効果:自然環境保護、高齢者・障害者の社会参加への貢献、観光者の増加(新規3,550名)雇用の創出(ガイド等新規50名)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1451	14511010	国立公園内普通地域に利用調整地区を指定	事業地の大半は国立公園内の普通区域に存するが、特別地域内において指定することができるようにされている利用調整地区を普通区域においても指定できるよう規制の改革を行う。また、指定にあたっては、指定範囲や利用調整方法について地元事業実施主体の意向が十分反映されよう併せて規制の改革を行う。	この規制の改革を活用して、事業地の大半が存する国立公園内の普通区域においても、地元事業実施主体の意向が反映された利用調整区域を設けることにより、入山者数の制限や完全禁煙、違反者への罰則規定等の独自の規制強化を行い、地元自治体の義務として地元の大変貴重で類稀な自然を大切に保護、保全しつつ、新しい観光の形とする。	五色ケ原の類稀な景観と環境を、地元自治体の義務として保護し、そして次世代に引き継ぐため大切に保全しようと考えている。そのためには規制の強化が必要であり、国立公園内の特別地域にその指定ができる旨定められている利用調整地区を、普通区域においても、地元事業実施主体の意向が反映された形で設けることができるよう規制の改革を願いたい。 実施に当たっては学術的見地から大学及び研究機関等の所見を得ながら、関係機関の指導の下進めたい。	岐阜県	岐阜県丹生川村	秘境乗鞍山麓五色ケ原 環境観光共生特区構想	秘境乗鞍山麓五色ケ原の大半が存する国立公園内の普通区域においても、利用調整区域を設けることができるよう規制の改革を行い、入山者数の制限や完全禁煙、罰則規定等の独自の規制強化を行い、秩序ある環境保護と探索体験型観光の融合を目指す。そして高齢者や障害者の誰もが自然な形で安全に、共に観光を楽しむことができるよう木道等の安全施設や救急避難・処置施設を設置し、ユニバーサルデザインの「自然にやさしい、人にやさしい、環境観光共生特区」を産・官・学の連携により創設する。想定される経済的社会的効果・自然環境保護、高齢者・障害者の社会参加への貢献、観光者の増加(新規3,550名)雇用の創出(カイト等新規50名)
1436	14361010	災害発生後から災害復旧工事着手までに必要な関係省庁への手続き・協議等の事前処理	災害復旧工事において、事前に関係省庁と災害復旧工法の概略を決定しておき、災害発生時には事前に決めた概略に基づき、県の判断で、即座に復旧作業に着手できるようにする。	災害発生直後から復旧本工事の着手が可能、災害復旧事業の原則である施設の原型復旧+グレードアップ	災害発生後、関係省庁に、災害復旧工事に必要な申請を行って、時間は、復旧の遅れが懸念される。観光立県を推進する本県にとって、災害発生による観光地のイメージを損なわないよう一日も早い復旧が必要である。 ・災害発生から災害復旧本工事着手に至るまでに相当の日数を要するため。 ・自然公園内の行為の許可及び協議の同意を得るには、環境省による協議及び審査に相当の日数を要するため。 これらの事前協議を行なうことで、早期に景観等も配慮した災害復旧が行なえ、観光への影響を最小限にすることができる。	和歌山県	和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	災害復旧工事について事前に関係省庁と災害復旧工法の概略を決定しておき、災害発生時には事前に決めた概略に基づき県の判断で即座に復旧作業に着手できるようにする。
1105	11051010	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者承認事業	基本方針別表1(1303)において認められている特例措置の内容において、ワナ狩猟免許者の同行を条件としているが、ワナの種類を箱ワナに限定して同行条件を外す。	有害鳥獣による農作物への被害が激しさを増していることから、山間部だけでなく中山間地域における特に農業従事者の耕作意欲を失わせるまでになっています。 農業従事者は、一般的に狩猟免許を有しておらず、また、近年の狩猟者の減少から、被害防止対策として、有効な捕獲駆除システムの確立が喫緊課題となっています。 NO1303の特例内容は、網・わな狩猟免許者の同行が条件となっており、その実施において活用しづらい現状があります。そのため、農業従事者等免許を有していない者が単独で、自らの農地(農作物)等を守るために、自らの農地上、または近隣地に箱ワナを仕掛けることで、被害を軽減させ、中山間部での農業、林業を行う意欲を持たせようとするものです。	箱ワナの仕掛けは、トラバサミやクリワナ等他のワナより簡便で高度な仕掛け技術を要さないことから、一定の研修により仕掛けのノウハウの習得が可能なものと考えられます。 ワナの仕掛けと安全性の問題は、ワナを仕掛けた後にそのワナの構造上から生じるもので、免許所持者の同行の有無により差異があるものではないと考えます。 有害鳥獣による農作物被害は、年々激しさを増していることから、設置ヶ所が目視できることや直接箱ワナに「危険」等の表示をして第三者への注意を喚起できる等他のワナより対外的に安全性の高い「箱ワナ」に限定して単独設置ができるようにして、山間地や中山間地での農業従事者等の意欲を増すようにしていただきたいと思えます。	長野県	長野県	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者承認特区構想	近年有害鳥獣の問題は、山間部だけでなく中山間地域における農業従事者の耕作意欲を失わせるまでになっている。農業従事者は、一般的に狩猟免許を有しておらず、捕殺はできないまでも、農地に近づくと有害鳥獣の数を少しでも減少させるための方法を模索しており、有効な捕獲駆除システムの確立は喫緊の課題となっている。ワナの特例項目について利用実態に即した一層活用ができる内容とするために、次の緩和を盛り込んでいただきたい。 1 箱ワナに限定して、わな狩猟免許者の同行規定を除外する。
1588	15881010	道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る国への協議の簡素化	知事が行う鳥獣保護区の指定等に係る環境省への協議を廃止し届出とする。	・道は環境省に対し、国の機関の出先を含めた利害関係者との意見調整の調書を添え、道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定等を届け出る。 上記手続きとすることにより、事務の迅速化、簡素化が図られる。	・道指定鳥獣保護区は自治事務として知事が指定するものであり、道は関係する国の機関との間で調整を行っている。 ・道が鳥獣保護区特別保護地区の指定等を行う場合、環境省への協議が法で義務づけられている。 ・環境省は道から協議を受けた後、関係省庁間との協議を行うが、道と国の各出先機関で既に協議済みの案件について再度協議を行っていることになる。環境省からの協議を受けて、関係省庁は各出先機関に改めて道との協議状況を確認する等、いたずらに時間を要している状況にある。 ・環境省が省庁間協議に基づき、道の協議に対して計画の是正等を指導した事例は無い。 ・道が環境省に対して行う協議は、国立公園等、環境省として土地管理上の整理を要する場合は除いて廃止し、事務の簡素化を図って支障はないと考える。 こうしたことから、法に定められた環境省への協議の簡素化を提案するものである。	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	北海道では、エンソカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行っており、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく、本道の自然環境の特異性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。 このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1588	15882040	銃による夜間捕獲の実施	有害鳥獣捕獲に限り、夜間の銃による捕獲を認めることとし、許可の権限を道に付与する。 なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。	・有害鳥獣捕獲に限り、下記の基準を確認できた場合は、夜間の銃による捕獲を認めることとする。 農業被害を防止するためにやむを得ないと認められること 人身や財産等に危害を加える危険のない場所であること。 (背後に斜面があり銃弾が区域外に逸脱しないこと、銃弾の到達する方向に人の立ち入る可能性のある土地や人工物が無いこと) 地域住民等に説明を行い、同意を得ること 事前に実施する日時を定め、地域住民等に周知すること。 捕獲地域への立ち入りを管理すること 日の出前または日没後の目視可能な光量下で行うか、確実に対象を確認できる照明とスコープを使用すること 上記取組を通して、エゾシカの捕獲効率の向上や、頭数調整、農業被害防止への効果が期待される。	・エゾシカによる農林業被害を軽減するため、道はエゾシカ保護管理計画を策定して頭数削減を図っている。 ・農業被害防除のための捕獲を続けるにつれ、エゾシカは日没後に農地に出没することが多く、効果的な防除が難しくなっている。 ・夜間捕獲が可能な手段としては他にわながあるが、広い農耕地で捕獲を行うには非効率である。しかも捕獲された個体が動き回ることによって作物に被害を与えることがあり、作物のある場所にわなを設置出来ない。 ・また、本州以南ではわなによるイノシシの捕獲が盛んであるが、本道のエゾシカにおいては効果的な捕獲法と認められない。 ・夜間捕獲を行うのは許可捕獲に限り、その許可にあたっては左に掲げた条件を十分審査することにより、日中に捕獲を行うことと変わらない安全性を確保できる。 ・許可対象となる具体的地形は、山間の斜面に囲まれた放牧地が考えられ、北海道にはそのような場所が各地に存在する。	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきたり、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく本道の自然環境の特異性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。 このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。
1588	15882030	独自の新たな猟区制度の創設	土地利用調整等を含め、地域ごと総合的に鳥獣の保護管理を行うための制度を導入し、その設定権限を道に付与する。 なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。	・森林等の土地管理と連携した、野生鳥獣の適正な保護管理を目的とする新たな狩猟管理のための制度を創設 ・当該制度において、道独自の免許制度や登録制度と連携の上、生態的に一定の連続性を持った土地(圏域単位等)における総合的な鳥獣の保護管理ユニットを設定 ・道は、当該制度において、総合的な鳥獣の保護管理の計画を作成し、それを適切に運用するために、森林等の土地管理者と土地利用の調整を行う。また土地管理者は鳥獣の保護管理に協力 上記取組を通して、圏域単位等の生態系の保全を念頭に置いた鳥獣の保護管理が実現されるとともに、鳥獣の保護管理と土地管理との整合性が図られ、本道の生物多様性の保全が可能となる。	・現行の猟区制度は、安全と狩猟鳥獣の生息数の確保とを目的としたもので、地域の生態系管理のための制度とは言えない。 ・生息地を含めた野生動物の保護管理を行う場合、主要な生息地である森林の管理との総合的調整が必須であるが、森林をはじめとする土地管理と野生動物の保護管理がそれぞれ別個に行われ、しばしば相反する施策が行われている。 ・現在の森林管理においては、狩猟者に対する入林許可や野生鳥獣に配慮した伐採・植林のあり方等において、鳥獣行政と森林行政との間で調整を図る制度がなく、鳥獣の頭数削減の効果的な実施等に支障を来している。 ・土地管理者側では、無秩序なハンターの入り込みによる事故発生を懸念し、立ち入り禁止区域を設定する傾向があるが、一方でエゾシカの増加による森林被害の発生が増加している。 ・そのため、森林管理者(国有林、道有林、民有林)や複数市町村と協働により、鳥獣の生息数管理のあり方や土地利用の調整を行う、地域ごとの保護管理の枠組みが必要である。 以上より、土地管理の調整までを念頭に置いた、独自の新たな猟区制度を提案するものである。	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきたり、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく本道の自然環境の特異性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。 このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。
1427	14271010	アライグマの有害鳥獣捕獲従事者の要件緩和	アライグマの有害鳥獣捕獲従事者について、捕獲技術、安全性の確保が認められる場合、網・わな猟免許を受けていない者のみによる従事を認める。	アライグマによる被害が増加傾向にあり、また、アライグマの繁殖力が極めて高いことから、初期段階での対応が極めて重要である。しかしながら、現行の有害鳥獣捕獲では対応できなくなることも予想されることから、有害鳥獣捕獲を容易にするため、従事者について、捕獲技術、安全性の確保が認められる場合のみ、網・わな猟免許を受けていない者のみでも従事できることとし、農業経営の安定の一助とする。	0	和歌山県	和歌山県	アライグマ有害捕獲に係る狩猟免許を有しない従事者容認事業	和歌山県では、最近アライグマによる農作物被害が増加してきており、また、アライグマは繁殖力が極めて高いため、今後もますます被害が増加することが見込まれる。これを抑制するためには、現行の有害鳥獣捕獲体制(現行では、捕獲従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれていなければならない)では対応できなくなる恐れがあるため、アライグマの増加傾向の初期段階である今の時期に、アライグマに限って、有害鳥獣捕獲従事者について、捕獲技術、安全性が確保されると認められる場合、網・わな猟免許を受けていない者のみでも従事することができるものとし、農業従事者の捕獲を容易にし、安定した農業経営を確保することを図る。
1588	15881020	鳥獣捕獲許可の一部の手続きの簡素化	数年にわたり同一内容で捕獲を継続する捕獲許可(学術研究、特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の数の調整及び伝統的な祭礼行事等への利用のための鳥獣の捕獲のうち、一定の条件を満たしたもの)においては、初回の許可の後、再度申請を行う場合は、一定以上の内容の変更がない限りにおいて、届け出制とする。	同一内容で捕獲を継続する捕獲許可について再度申請を一定の条件のもと、届出とすることにより、申請者の負担を軽減し、事務の迅速化、簡素化を図る。	・狩猟以外の目的で鳥獣の捕獲を行う場合、国又は道の許可を受けなければならないが、継続的な学術調査等、数年にわたり反復継続される性格を持つ捕獲許可の場合、同じ申請内容にもかかわらず、何度も申請と許可を繰り返すことになり、申請者に大きな負担を強いている。 ・現行法では「継続」の考えはなくその都度許可を行っているため、一定条件を満たしたのものには届出制度を適用する。 ・届出制が適用できるのは、反復継続される学術研究、特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の数の調整、伝統的な祭礼行事等への利用のための鳥獣の捕獲のうち、捕獲期間以外の当初の許可条件に変更がない場合が考えられる。 ・以上の条件を満たせば、審査が許可制度より簡素化しても支障は生じない。 ・それ以外の許可捕獲は、現行制度と同様に、その都度申請及び許可の手続きが必要と考える。	北海道	北海道	野生動物保護管理プラン	北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきたり、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく本道の自然環境の特異性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築が求められている。 このため、独自の狩猟制度など、本道の特性に応じた野生動物保護管理の確立等を通して、北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境、野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道の実現を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1363	13631070	鳥獣保護区の設定の緩和化	0	馬毛島全島に設定されている鳥獣保護区を、一部の保護公園地区に移す	0	鹿児島県	民間企業	馬毛島地域再生特区構想	